

令和7年9月24日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会
委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第60号議案 宗像市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の上限額を7円73銭から8円38銭に引き上げ、選挙運動用ポスターの1枚当たりの印刷単価の上限額を541円31銭から586円88銭に引き上げる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第61号議案 宗像市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、部分休業制度の拡充を行うため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

職員の部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設ける。これにより、職員が部分休業を取得する際は、いずれかの形態を選択できる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第62号議案 宗像市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、子を養育する職員の柔軟な働き方を一層推進するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供、制度等の利用に係る意向確認、職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に関する意向確認及び配慮などを行うことを、任命権者に義務づける。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第63号議案 宗像市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき基幹業務システムへ移行することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

住民基本台帳、地方税等の情報システムの標準化に伴い、一元的に住登外者（住民基本台帳に記録されていない者）の登録・管理を行う「住登外者宛名番号機能」が共通機能として設けられたことから、当該機能を利用する事務について、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 64 号議案 財産の取得について

第 65 号議案 財産の取得について

宗像市立学校指導者用及び学習者用端末を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。この2議案は関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 取得する財産の種類等

[第64号議案] 宗像市立学校指導者用端末750台

[第65号議案] 宗像市立学校学習者用端末2,875台

2 取得価格

[第64号議案]

1億808万720円（うち消費税及び地方消費税相当額982万5,520円）

[第65号議案]

1億4,103万4,685円（うち消費税及び地方消費税相当額1,282万1,335円）

3 契約の相手方

[第64号議案]

福岡市博多区古門戸町5番15号

株式会社レイメイ藤井 福岡営業部

営業統括部長 竹中 康高

[第65号議案]

福岡市中央区大名二丁目9番27号赤坂センタービル

株式会社内田洋行 九州支店

支店長 坂口 秀雄

4 履行期間

[第64号議案]

議決した旨を通知した日の翌日から令和7年11月25日まで

[第65号議案]

議決した旨を通知した日の翌日から令和8年3月27日まで

5 契約方法

[第64号議案]

指名競争入札（入札参加者6者）

[第65号議案]

随意契約

6 随意契約の理由

[第65号議案のみ]

本市は、福岡県GIGAスクール推進協議会が実施する「学習者用タブレット端末の共同調達」に参加しており、同協議会が公募型プロポーザルにより受託候補者を選定していることから、随意契約とする。

7 その他

現在、学校で使うネットワークは、主に教員と生徒が利用する学習系ネットワークと主に教員が利用する校務系ネットワークに分かれているが、令和8年度から教育ネットワークとして一つに統合する。指導者用端末について、これまではそれぞれのネットワークに接続するために別々の端末を使用していたが、ネットワークの統合に伴い、今回購入する端末1台でどちらのネットワークにも接続できるようになる。

学習者用端末については、令和7年度から令和10年度までの4年間をかけて整備を行う。旧端末について、約半数は予備機等として利活用するが、残りは廃棄する。また、今回の契約内容には、旧端末の物理破壊（破碎処理）も含まれており、契約の相手方が責任をもって廃棄を行う。

なお、財源について、指導者用端末は、デジタル活用推進事業債を活用し、学習者用端末は、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用する。

【意 見】

[第64号議案]

(賛成意見)

- ・ I C T環境整備によって、さらに教員の働き方改革を進めてほしい。

[第65号議案]

(賛成意見)

- ・ G I G Aスクール構想を進める中で、取り残される児童生徒がないよう配慮してほしい。

【審査結果】

[第64号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第65号議案]

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。